

# 鹿児島県内加工食品事業者の 海外市場での取組を支援します!

事業参加申請は

令和8年  
**7/10 [金]**

17時が締切  
となっております  
お早めにご提出ください!



## 事業の目的

鹿児島県産加工食品をもっと海外に売り出すために、事業者が自ら海外で営業活動を行い、現地のニーズや規制に合った商品づくりやPRを進める必要があります。しかし海外への販路開拓するにあたっては、出張費や現地のニーズに対応するための商品改良やPRにおける経費、人的負担も大きく十分に取組めていないのが現状です。そこで、鹿児島県内加工食品事業者の海外営業や輸出に必要な製造体制の強化に対して支援し、更なる輸出拡大と販路の多角化を図ります。

## 参加における対象

### 1. 輸出品は鹿児島県産加工食品が対象

国が定める「食品表示基準(別表1)加工食品品質表示基準」に定義される加工食品であり、鹿児島県内で製造されたものであること。※自社グループ会社が、加工食品の生産・製造を行っている場合も対象に含まれます。

### 2. 鹿児島県内の加工食品事業者が対象

県内に主たる事業所を有し、県産加工食品を製造する事業者であること。  
鹿児島県産品の海外市場への輸出に取り組む鹿児島県内事業者が対象となります。



食品表示基準  
加工食品品質  
表示基準サイト

## 交付する支援金について

支援額: 2/3 (各上限100万円、営業力強化と製造体制強化合わせて上限200万円)

※ご提出いただく事業計画書をもとに予算の範囲内で支援します。

### 1. 海外での営業力強化に必要な取組に要する経費(上限額100万円)

- ア) 直接輸出によるコスト削減を目指したトライアル輸送に係る費用(送料、梱包資材購入費等)
- イ) 海外での営業活動に係る費用(海外展示会出展費、海外渡航費、宿泊費、現地通訳費、現地交通費等)
- ウ) 海外に販路を持つバイヤー及び専門家の招へいに係る費用(旅費、宿泊費、謝礼金、接待費等)
- エ) 営業力強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用(謝金、交通費、資料作成費等)
- オ) 越境ECへの出展に係る費用(出展経費、コンサルティング費、運営代行費、マーケティング・広報費等)
- カ) 自社ホームページ・ECサイトの多言語化に係る費用(多言語化改修費等)
- キ) 海外での営業活動に係る販促物の作成費用(販促用PR動画等作成費、WEBカタログ作成費等)

### 2. 海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組に要する経費(上限額100万円)

- ア) 海外専用パッケージの作成に係る費用(デザイン費、試作品作成費等)
- イ) 海外仕様に対応するための商品改良に係る費用(原材料の変更に要する費用、試作費等)
- ウ) 商品の成分分析に係る費用(分析・検査費等(栄養成分分析、残留農薬検査等))
- エ) 食品安全・衛生基準を満たした認証の取得に対応するための費用(コンサルティング費、内部文書整備費、認証登録費等)  
※設備投資や施設改修等の工事費用は対象外とする。
- オ) 製造体制強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用(謝金、交通費、資料作成費等)

## 支援金対象経費の対象期間について

令和8年4月1日(水)から令和9年2月12日(金)までに支払(納品)を完了したものとします。

※支払の証憑書類の提出が必須となります。

# 手続きの流れ

特設サイトにて要綱、要領を必ずご確認の上申請してください。

## step.1

### 実施計画の承認申請

**承認申請書** (①別記第15号様式) 及び以下の **必要書類** を  
令和8年7月10日 [金] 17時まで提出してください。  
※お問い合わせ先の事務局にメールでご提出下さい。

- 必要書類** ①承認申請書 (別記第15号様式) ②事業計画書 (別記第2号様式) ③収支予算書 (別記第3号様式)  
④自社の概要が分かる資料 (パンフレット等) ⑤直近3箇年の収支の状況が分かる資料 (決算報告書等)  
⑥鹿児島県税の未納がないことを証明する資料 (地域振興局・支庁が発行する「県税の未納なし証明書」等)

選定委員会による審査

事務局より▶審査結果を通知します。(別記第16号様式)

オンライン事業説明会: 令和8年7月下旬予定  
※開催日時は決定次第、事務局よりご連絡致します。

## step.2

### 支援金の交付申請

**支援金交付申請書** (①別記第1号様式) 及び以下の **必要書類** を  
令和8年8月上旬までに提出してください。  
※提出期限は決定次第、事務局よりご連絡致します。

- 必要書類** ①支援金交付申請書 (別記第1号様式) ②事業計画書 (別記第2号様式) ③収支予算書 (別記第3号様式)

事務局より▶支援金交付決定を通知します。(別記第4号様式)

## step.3

### 状況報告

**支援事業遂行状況報告書** (別記第8号様式) を10月末時点の状況を  
令和8年11月13日 [金] 17時まで提出してください

事業実績報告書提出前オンライン事業説明会 ※開催日時は決定後連絡します

## step.4

### 実績報告

**支援事業実績報告書** (①別記第9号様式) 及び以下の **必要書類** を  
事業完了の日から1箇月を経過した日までに提出してください  
(最終の提出期限は、令和9年2月12日 [金] 17時までです)  
※事業終了日が提出期限 (令和9年2月12日) を過ぎる場合は、事前に事務局にご連絡下さい。

- 必要書類** ①支援事業実績報告書 (別記第9号様式) ②事業実績書 (別記第2号様式) ③収支精算書 (別記第10号様式)  
④経費内訳明細書 (第9号様式別紙、xlsx) ⑤実績書の内容を裏付ける書類 (請求書、領収書、成果物写真等)

事務局より▶支援金交付確定を通知します。(別記第12号様式)

## step.5

### 支援金の交付請求

**支援金交付請求書** (別記第13号様式) を  
確定通知後、事務局が指定する日までに提出してください。

事務局より▶請求書に記載の口座に支援金を振り込みます。

やむを得ない事情で事業の実施を変更・中止する場合は、速やかに書面で事務局までその旨を通知してください。

国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金』を活用し、県内加工食品事業者を支援します。

お問い合わせ先

輸出多角化・新規販路開拓支援事業事務局  
〒890-0055 鹿児島県鹿児島市上荒田町22-3  
育英ビル4F (KCR内 特設事務局)

電話

070-4690-3074

事務局メール

kg.takakuka@gmail.com

特設サイト

https://kg-takakuka.com